

令和元年度 第4回大和市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和元年8月26日（月） 午後2時～

場所：保健福祉センター5階 501会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

(1) 第二期計画 骨子案について【資料1-1】【資料1-2】

事務局：(資料により説明)

資料の訂正 22 ページ、(3) の2、一時預かり事業の量の見込みと確保方策

正「計画最終年である令和6年度の利用述べ回数を 34,043 人日に推計しました」

誤「計画最終年である令和6年度の利用述べ回数を 38,046 人日に推計しました」

会 長：ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委 員：昨今、言葉や暴力で子どもたちを追いつめてしまう幼稚園や保育園の報道を目にするのが、市ではしっかりと運営されているか、保育されているかなど、監査等を実施する予定はあるか。

事務局：認可保育所については、県と合同で年1回、監査を実施している。小規模保育事業所については、市の認可保育施設のため、市単独で年1回、監査を実施している。その他、市独自の取り組みとして、認可外保育施設、小規模保育施設、もともと認可外だった保育施設が認可になった施設に関し、公立保育所の保育士が定期的に訪問し、現場に入っており、保育の質の確保、あるいは安全性の確保を進めている。

委 員：預かり保育について。10月から就労している保護者が無償化の申請をした場合、1号認定では預かり保育の補助金が1日450円前後出る。例えば、週3日の仕事をしている人が、休日の2日に子どもを預けて申請した場合、補助金が出るか。週3しか仕事をしていないのに、実際週5預かり保育を利用して申請してしまったら、そのまま園は市へ提出してしまうと思うが、どのように対応するか。

事務局：基本的に、保育の必要性がある場合の預かりという形になっており、当然、就労証明書等を出してもらおう。そこで保育の必要性があるときに預かった保育料について助成することになる。

委 員：園ではどのように就労状況を把握するか。

事務局：就労証明書と突き合わせて確認することになると考えているが、一時預かりについては、現在、市と園で調整している。

会 長：今後、幼稚園の利用は少なくなることが見込まれるが、具体的な対策はあるか。現実的には、保育園の利用が増える見込みか。

事務局：市では、幼稚園の活用が非常に重要であると捉えており、幼稚園の預かり保育、例えば、土曜日の預かりや夏休み期間の預かりなどを充実させるため、保育士の雇用経費を補助しており、現在、市内幼稚園 17 園中 2 園が利用している。市としては、更に補助金を活用いただける幼稚園を増やしていきたいが、幼稚園側は、預かり保育の時間を増やすことで、現場の保育士のやりくりが苦勞するという実情があるとも聞いている。このあたりを底上げすることは、今後の保育所の整備にも関わってくるが、なかなか難しい部分であり、本市は独自に幼稚園を対象とした送迎ステーション事業を進めているところである。現在、中央林間で実施しているが、今後、旧青少年センター跡地での計画もあり、どこまで幼稚園の利用に引き込めるか、挑戦していきたいと思う。

委 員：17 ページの児童人口推計について、今年度の 0 歳から 5 歳児の児童人数を教えてください。

事務局：今年度 4 月 1 日時点の児童人口は、11,801 人である。

委 員：ということは、来年度のみ増加する見込みということか。

事務局：平成 30 年 4 月 1 日時点の実績値が 12,092 人であり、総合計画で推計している見込みより、減り幅が大きくなっている状況である。北部に大規模マンションが完成し、第一工区の引き渡しが終わった状況を確認したところ、就学前児童数は 100 人程度であった。当然、市内から市内に転居される方もいるが、市外から転入してきた方もいるため、来年度はもう少し増える可能性もある。今後も大規模マンションの影響はあると思う。

委 員：幼稚園の預かりについて、園の預かり時間が 17 時半までなので、もう少し長くできないか、なぜ新制度に移行しないのか先生に聞いたところ、「保育の質を落とすたくないから延長できない」と言われた。先ほど市は幼稚園に対して経費を出していると言っていたが、お金だけもらっても保育の質は保てないと思う。何かもっと良い対策はないか。

事務局：経費というのは、単にお金を渡しているということではなく、保育士を雇うための費用として渡しているものである。

委 員：人を育てたりすることを全て幼稚園任せにしているのではないかと、思ってしまう。市内 17 園中 2 園しか、その制度を利用していないことは問題ではないか。

事務局：幼稚園は学校教育法に基づいた独自の教育を実施しており、保育の質に対する考え方などについては、それぞれの園の判断となる。そのため、例えば、幼稚園が預かり時間を延長すると保育の質が落ちると言っているのであれば、何かしらの理由

があるのだと思う。保育ニーズにどのように応えていくかなどを含め、それぞれ、園の方針に基づくものであり、市が関与する部分ではないと考える。

委員：例えば、17時半以降、必要な人材が集まらないというのであれば、保育の支援員を市が派遣するなどできないか。

事務局：そういった方法についても、幼稚園がどのように判断するかによる。

委員：そういった仕組みはあるか。

事務局：仕組みはない。しかし、子育て支援員の活用については、対応案としては良いかもしれない。実際、保育園では、朝夕の子どもの預かり時間が少ない場合に、それらを活用している例もある。ただし、保育の質に対する課題について問われたとき、子育て支援員はあくまでも子育て支援員であって、保育資格を持っているわけではないため、その部分をどのように判断するか、ということになる。

委員：子育て支援員という仕組みは大和市にはないということなのか。

事務局：子育て支援員は保育園で実際に活躍しており、仕組みはある。

委員：幼稚園が利用しようと思えば利用できるということか。

事務局：子育て支援員は、保育園の制度の中で活用しているものである。所定の研修を修了し、子育て支援の分野で働く上で必要な知識や技術を身に付けていると認定された人であり、そういった人材を保育の補助として幼稚園側が活用するかどうかは、幼稚園の判断になる。

委員：活用するかどうかは幼稚園が判断することであって、その経費は市から出ることか。

事務局：現在市が行っているのは、あくまでも有資格者を雇った場合の経費の補助であり、子育て支援員に対する補助は出ない。

委員：そういった説明を幼稚園にしているか。

事務局：行っている。

委員：しかし、幼稚園としては、市内17園中15園も「やりたくない」と言っている計画である。そういった状況に対し、何も対応せず、幼稚園に任せているということであれば、非常にもったいないと思う。

委員：子どもを幼稚園に預けながら働きたいという保護者のニーズと、うまく幼稚園の思いが合致していない、その部分が要だと思う。

委員：幼稚園で一時預かりを実施している7時半から18時半の時間帯は、職員も自分の子どもが家にいたり、帰ってくる時間帯でもあるため、勤務を避けたいと言われてしまう。お盆の期間や夏休みも同様で、そういった事情が各園にあると思う。時給を上げて募集しても、働き手がなかなか集まらない現状がある。

委員：そこを、どうにかできないのか。

委員：そこは幼稚園の努力ということになってくると思う。

委員：送迎ステーション事業も良いシステムだと思ったが、つぎはぎな感じがする。本当

は幼稚園で預かってくれば良いのと思う。わざわざ子どもが何回も移動しなければならぬことが、私はもったいないと思う。

委員：幼稚園に申し入れてみたらどうか。

委員：言っている。

委員：保護者が思っていることを話して、市民の声として、それらを届けることで、今の情勢に合ったものになるよう、動いていけば良いと思う。

委員：こういった話題は個人の価値観の問題だと思う。なぜその幼稚園を選んだか、ということである。これから無償化になり、制度がこれだけ変わっていく中で、幼稚園としては、経営のことも考えなければならない。ひと昔前なら、幼稚園の独自の教育方針に傾倒して園を選んだ時期もあった。でも今は、それだけではやっていけないところがあって、さまざまな制度が実施される中で、ある意味、選ぶ側があまりにも大事にされ過ぎていると感じる。園に求めるといっても、その園には園の理念があってやっていることもあるので、保育施設ではないという点を理解することも大切だと思う。そういった意味で、園と話をするほかないのではないかと思う。

委員：私は送迎ステーション事業にお金を掛けていることも疑問に感じている。選択するかどうかなんたと言われれば、それまでかもしれないが。

委員：やはり、自分の価値観・生活・園の方針と合わせて、たくさんの選択肢があるわけで、今の段階では、つぎはぎでも選択できるのだから、それでやっていくしかないと思う。

委員：養育支援訪問の事業について、延べ数が出ているが、年間の実数を教えてほしい。

事務局：平成30年度は、母親が精神不安定な状況となり養育支援が必要であると判断された家庭が5世帯、母親の育児疲れから支援が必要だろうと決定をした家庭が4世帯あった。

委員：ファミリーサポートセンター事業について、支援会員に報酬はあるか。

事務局：ファミリーサポートセンター事業は、有償ボランティア活動で、支援会員と依頼会員の相互の支援となっており、サービスを受けた人が支援会員に利用料を支払うものである。

委員：この事業は、最低賃金は関係ないのか。

委員：1時間あたり720円で、時間外は900円である。利用は15分ずつ刻んでいる。送迎などは45分ぐらいで終わることがあるので、30分単位になってしまうと、子育て世帯には厳しいということで、このような形になっている。

委員：何時からサービス利用可能か。

委員：平日6時から利用可能である。ちなみに、平日7時から19時は通常時間営業、6

時から7時、19時から22時は時間外営業である。日祝日に関しては、終日時間外営業として活動している。支援会員が増えないことが課題である。

委員：サービスを受けたい人はどれくらいいるか。

委員：サービスを受けたい人は多い。サービスを提供する側が非常に少ない。平成31年3月現在で支援会員139名に対し、依頼会員は1,168人いる。概ね1日50人程度の利用がある。

委員：もっと支援会員がいれば、依頼に応えられるということか。

委員：そのとおりである。

委員：応えられていない部分もあるか。

委員：現状、全ての依頼に応えられているわけではない。市とともに各民生委員や自治会を回っているが、事業の概要を聞き、こういったサービスがあることや、困っている人がいることがわかると、支援会員になってくれる人もいる。広報などに掲載しただけでは、なかなか難しい。

委員：ファミリーサポートセンター事業の利用は、今年10月からはじまる幼児教育・保育の無償化の対象になるか。

事務局：「保育の必要性の認定」を受けた家庭については、ファミリーサポートセンター事業を利用した場合についても対象となる。

委員：急に出勤しなければならないなど、一回きりの利用であっても対象になるか。

事務局：現時点では、保育の入所基準に準じる考えであるため、恒常的に、月に64時間以上就労している人が対象になる。単発の仕事で預ける場合、おそらく基準に達しないと考えられるため、その場合は無償化の対象外となる。今後、申請を受ける中で、さまざまな事案を見極めなければならないと感じている。

委員：先ほどの一時預かりのこともそうだが、週64時間以上の就労という部分や、それ以外の事情であっても、保育の必要性の認定を受けた場合は、制度を利用できるようだが、そういったことが各家庭にどこまで伝わっているのか気になっている。市としての周知について、何か計画はあるか。

事務局：幼児教育・保育の無償化を実施するにあたり、市内全ての事業者に対して説明会を開催した。実施内容について事業者にも周知するとともに、利用者向けのパンフレットを配布した。パンフレット配布後、市には保護者からの問い合わせが殺到しており、その中には、就労だけではなく、介護などさまざまな事情を抱えている人からの相談もあることから、ある程度、初期の周知はできているものと考えている。ただし、この制度は今後も続いていくため、定期的に事業者を通じて説明することが良いのではないかと考えている。もちろん、市のホームページにも掲載しているため、皆さんからいただいた意見を参考にしながら、周知の方法については検討していきたい。

委員：1日6時間、週3日勤務、月に64時間以上働いている人が、同じ仕事先から急に1日勤務してほしいと言われたとき、ファミリーサポート事業を7時間利用すると、意外と費用が掛かる。それが無償になるということか。

事務局：無償化の助成額には上限があり、今回のケースであれば月に3万7,000円の範囲までということになる。そのため、その範囲内であれば、一時預かりとファミリーサポート事業の併用も可能である。

委員：上限の範囲であれば無償化の対象になるということか。

事務局：そのとおりである。

委員：単発で仕事に行かなければならないケースは出てくると思う。例えば、幼稚園の預かり保育を使っていない人が、1日、ファミリーサポート事業を利用するときは申請できるか。

事務局：先のケースは、通常の保育所の一時預かりとファミリーサポート事業の併用というパターンである。他方、例えば幼稚園に通っている人であれば、通常、2万5,700円の上限がある。ちなみに、幼稚園の預かり保育を利用している場合、ほかのサービスとの併用はできない。要するに、幼稚園のサービスで完結という形になるため、単発の仕事がある場合は、幼稚園の預かり保育を使うという整理になる。

委員：幼稚園の一時預かりは使用せず、バス代に充てている場合は？

事務局：幼稚園に通園している部分で2万5,700円の上限となる。

委員：バス代は対象とならないか。

事務局：そのとおりである。

事務局：行政として委員の皆様をお願いしたい。今、それぞれの立場でさまざまな意見を出していただいたことは、全て本当に貴重な意見だと思う。しかし、今回の骨子案を見ていただく中で、例えば、ファミリーサポートセンター事業の一番の課題は何かというと、やはり支援会員のことだと思う。大和市の子どもの中で、本当に気をつけなければならないことは、目の届かないところにいる子どもたちである。例えば、保育所や幼稚園は、プロの方たちの目が行き届いている場所だと行政では判断している。放課後児童クラブもそうだと思う。しかし、目の届かないところにいる子どもたちが、まだまだいる。この子どもたちも含めて、支援をしていかなければいけないということが、子ども・子育ての一番の基本だと考えている。目の届かないところについては、今までは、民生委員の方や、児童委員の方などに協力していただき、地域の子どもたちを見守っていくというところがあったが、今は本当に希薄になっている。人手不足というのは市役所も同じで、市でできる範囲は限られている中、やはり、連携し、人と人をつないでほしいという部分が今回、この計画をつくっている中で、皆様をお願いをしたい部分でもある。利用する立場の方、それから利用する立場の方、そこに外れてしまう家庭、子どもというところの広い視野

を持っていただき、例えば支援会員をやってもらえそうな方がいれば声を掛けていただきたい。

委員：ファミリーサポート事業について、今後、利用したいと考える人が増えるのではないと思うが、支援会員が139人というのは、非常に少ないと感じる。支援会員が増えない理由について、市としてはどのように考えているか。

事務局：支援会員については、市と事業所の両方の課題として取り組んでいる状況だが、やはり、支援を求めている家庭があるということを知ってもらうこと、自分にできることはないか考える機会を持ってもらうことが大事だと思う。ただし、この事業は支援会員と援助会員の双方の助け合い活動であるため、そういった取り組みを理解してもらえるよう、市として発信し続けていくしかないと思う。

委員：核家族化が進み、近所で助け合う・預け合うということが当たり前だった時代に比べ、他人の子を預かるということに対して抵抗が大きくなったように感じている。支援会員をやってみようと思う人も、何かあったら困るのではないかと周りから言われると、やめてしまう。一歩乗り越えていただき、地域の子どもたちを地域が見るといえることができるようになれば良いと思う。

委員：事故のときの補償など、保険はあるか。

委員：厚生労働省の子育て補償保険というものがある。

委員：年齢制限はあるのか。

委員：二十歳以上となっている。

委員：学生でもできるということか。

委員：可能である。やってみようと思う人に参加してもらうために、今後も努力しなければならぬと思う。

委員：病児保育事業は、今年度から1か所増えるということだが、見込みとしては、そこまで増えないということか。預けたくても預けられない、といったことはないか。

事務局：病気が流行しているシーズンは、預けられないこともあった。今回、北部で1か所、新たに病児保育事業を実施するが、そこで預けられなかった人が預けられるようになったとしても、数値としては、それほど大幅に伸びるものではないということで、このような見込み値になっている。

委員：(9) 放課後児童クラブ事業について。この数値には、夏休み限定の利用者は入っているか。

事務局：夏休み限定の利用数は入っていない。

委員：放課後児童クラブについて、令和元年5月1日付の総入会児童数、令和元年度の夏休み限定の利用者数を教えてほしい。量の見込みについて、大型マンションの建設など、さまざまな要因があると思うが、北大和小学校は他の学校と比べ、令和2年

から6年の伸び率が大きい。現在、受け皿として新しい施設を作り、全ての子どもが受け入れできる施設と、そうではない施設があると思うが、今後、確保方策として、どのような対策を考えているか。

事務局：令和元年5月1日現在の放課後児童クラブの入会児童数は1,807人、夏休みの利用者数は393人である。今後の確保方策としての施設の考え方は、基本的には各学校に空き教室等の利用を前提としているが、そこで不足する場合は、プレハブ施設を児童クラブ用に建設しているところもある。それでも難しい場合は、民間の児童クラブにお願いし、入会の希望の児童を受け入れてもらうなど、待機児童等が出ないよう努めている。ただし、民営クラブでも、受入れが厳しいという状況が想定された場合には、民営クラブに児童の受け入れ居室となる部屋数を増やしていただく、新たに民営クラブを誘致するなど、児童を受け入れる様々な方策を考えていきたい。

委員：放課後児童クラブを利用していない子どもたちについては、放課後子ども教室や寺子屋やまと、その他、学校独自の取り組みなどに委ねているという理解でよいか。

事務局：市では、放課後児童の居場所づくりとして、放課後から5時までの時間については、放課後子ども教室や寺子屋やまとが利用でき、それ以降は放課後児童クラブを児童の預かりの場、生活の場としている。放課後児童クラブについては、親御さんが就労していることを条件に利用できるという形になっている。

委員：学校の中ではある程度学びと食が確保されているが、家へ帰ってしまうと、そうでない家庭が少なからずあると思う。これは大和市だけではなく、全国的な問題で、例えば放課後児童クラブでは、現場の先生たちが、そういったことをいち早く察知できるよう注視していきたいと思っているが、併せて、地域とどのようにつながっていくか、そのために何をすべきか考えなければならないと思う。それこそ、子どもは一人で悩んでいると思う。子どもたちに寄り添っていくためには、何か投げかけたり、問いかけたりすることが大切なのかなと思う。もちろん大和市として、いろいろなことを実施しているが、限界もあると思うので、そこを市民の皆さんにお力添えをとというような、皆が少しでも意識を持っていたら良いと感じている。

委員：放課後児童クラブは、保護者が就労している子どもにとって、その子の家庭の代わりのような役割を果たしており、寺子屋やまとや放課後子ども教室に参加するかについては、それぞれの保護者と確認の上、決めている。そのため、ランドセルを児童クラブに置いた後、寺子屋やまとに行く子どもや、放課後子ども教室に行く子どももいる。もちろん、ずっと児童クラブにいる子どももいる。このように、放課後事業に関しては、横の連携ができるようになってきたため、放課後児童クラブの子どもも寺子屋やまとや放課後子ども教室に参加できるような体制になった。

委員：このように、最初は難しい問題であっても、皆で知恵を出し合って努力していくことが、子どもを育てていくことにつながっていると思う。

委員：放課後児童クラブだけではなく、放課後子ども教室の需要も増えると考えられる。

事務局：今回お示ししている骨子案の数値は、マンションの建設予定など、現時点で考えられるさまざまな要因を含め推計した見込み値である。計画期間は5年間だが、途中、1年ごとの評価や、中間見直しを行うことを前提としている。実際にマンションが完成し、どれくらいの子どもが入居するかなど、現時点でははっきりとわからないこともあるが、しっかりと年次に沿って点検評価を実施していきたい。補足になるが、中央林間小学校については、今年度、プレハブ施設の建替工事を実施し、受入れ人数を増やす予定となっている。

(2) やまと市民討議会について (報告)【資料2】

事務局：(資料2により説明)

会長：ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委員：高校生が9人も参加したとの報告で、未来は明るいなと思った。